

倉持法律事務所・弁護士報酬基準

平成26年10月1日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この弁護士報酬基準は、当職が事件を受任するに当たって、受任の範囲および弁護士費用の金額等を明らかにすることによって、依頼者と弁護士との間の認識を共通にして事件処理を進めることになり、その後のトラブルが発生することを防止することを目的とします。

(個別契約による減額又は増額等の修正)

第2条 この弁護士報酬についての定めは、依頼者との協議により、事件の難易、事件処理に要する時間、依頼者の資力等を考慮して、個別の委任契約により減額又は増額その他の修正をすることができるとします。ただし、修正する場合にはその旨を契約書に明示することとします。

(弁護士報酬の種類)

第3条 弁護士が依頼者から支払を受ける報酬としては、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当があります。

2 前項の用語の意義は次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 法律相談料 依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいいます。
- (2) 書面による鑑定料 依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいいます。
- (3) 着手金 民事の訴訟事件、契約締結交渉、刑事弁護事件など、事件または法律事務の結果に成功、不成功が生じるものについて、弁護士が依頼を受けて行う業務に対する対価として、依頼を受ける際当初に支払うべき金員をいいます。なお、結果の成功、不成功を問わず、返金しません。
- (4) 報酬金 事件または法律事務について、成功の結果が得られたとき、得られた結果に対して、着手金とは別に支払う金員をいいます。なお、事件の結果が判明した時点で、成功の程度に応じた金額の報酬が発生します。全く成功の結果が得られなかった場合には発生しません。
- (5) 手数料 原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。
- (6) 顧問料 契約によって定める内容の法律事務を、継続的に行うことの対価をいいます。
- (7) 日 当 弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいいます。

(弁護士報酬の支払時期)

第4条 委任者の弁護士に対する報酬等支払債務の支払時期は次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 着手金は、原則として、委任契約書及び委任状が作成された日から1週間以内に支払うものとします。
- (2) 報酬金は、原則として、事件等の処理が終了した日から1か月以内に支払うものとします。
- (3) その他の弁護士報酬の支払時期は、委任契約書に定めるところによります。

2 前項各号の規定にかかわらず、報酬等支払債務の支払時期及び方法については、委任契約書において別段の定めをすることができます。

(事件等の個数等)

第5条 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とします。ただし、弁護士報酬について着手金及び報酬金という定め方をした場合において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けることとします。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とします。

(複数の弁護士が関与する場合)

第6条 受任した事件の処理について、弁護士の側の事由により、他の弁護士が関与することとなった場合においても、弁護士報酬の算出に当たっては1件の事件として扱います。

2 受任した事件の処理について、依頼者の意思に基づいて他の弁護士も関与することとなった場合は、それに伴う弁護士費用の増額分については、依頼者が負担します。

3 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めた場合は、それに伴う弁護士費用の増額分については、依頼者が負担することとします。

(消費税に相当する額)

第7条 本報酬規定に定める弁護士報酬は、消費税を含まない金額とします。

第2章 法律相談料等

(法律相談料等)

第8条 個人（事業者除く）の法律相談料は、1時間8,000円とします。

2 個人事業者及び法人の法律相談料は、1時間16,000円とします。

(書面による鑑定)

第9条 書面による鑑定料は、金16万円以上金24万円までの範囲内で定めることとします。

2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、

前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができることとします。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第10条 本節の着手金及び報酬金については、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。

(経済的利益—算定可能な場合)

第11条 前条の経済的利益の額は、契約において特に定めのない限り、次のとおり算定します。

- (1) 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）
- (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- (3) 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- (4) 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額
- (5) 所有権は、対象たる物の時価相当額
- (6) 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。
ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- (7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- (9) 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- (10) 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額
- (11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- (12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
- (13) 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
- (14) 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
- (15) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権

額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

（経済的利益算定の特則）

第12条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで減額するものとします。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額するものとします。

（1）請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。

（2）紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

（経済的利益—算定不能な場合）

第13条 第11条の規定により経済的利益の額を算定することができないときは、弁護士と依頼者の協議により着手金及び報酬を定めることとします。

（民事事件の着手金及び報酬金）

第14条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件（次条に定める仲裁センター事件を除く。）の着手金及び報酬金は、契約に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	6.4%	12.8%
300万円を超え3,000万円以下の部分	4%	8%
3,000万円を超え3億円以下の部分	2.4%	4.8%
3億円を超える部分	1.6%	3.2%

2 前項の着手金は、8万円を最低額とします。

（調停事件及び示談交渉事件）

第15条 調停事件、示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件（以下「仲裁センター事件」という。）の着手金及び報酬金は、契約に特に定めのない限り、それぞれ前条又は第18条の各規定を準用します。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができることとします。

2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、契約に特に定めのない限り、前条又は第18条の各規定により算定された額の2分の1とします。

3 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するとき

の着手金は、契約に特に定めのない限り、前条又は第18条の各規定により算定された額の2分の1とします。

- 4 前三項の着手金は、8万円（第18条の規定を準用するときは、4万円）を最低額とします。

（契約締結交渉）

第16条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	1.6%	3.2%
300万円を超え3,000万円以下の部分	0.8%	1.6%
3,000万円を超え3億円以下の部分	0.4%	0.8%
3億円を超える部分	0.24%	0.48%

- 2 前項の着手金は、8万円を最低額とします。
- 3 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができないこととします。

（督促手続事件）

第17条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の部分	1.6%
300万円を超え3,000万円以下の部分	0.8%
3,000万円を超え3億円以下の部分	0.4%
3億円を超える部分	0.24%

- 2 前項の着手金は、4万円を最低額とします。
- 3 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第14条又は次条の規定により算定された額と前二項の規定により算定された額との差額とします。
- 4 督促手続事件の報酬金は、第14条又は次条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができないこととします。
- 5 前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は、前各項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第14条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることができることとします。

（手形、小切手訴訟事件）

第18条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のと

おり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	3.2%	6.4%
300万円を超え3,000万円以下の部分	2%	4%
3,000万円を超え3億円以下の部分	1.2%	2.4%
3億円を超える部分	0.8%	1.6%

- 2 前項の着手金は、4万円を最低額とします。
- 3 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第14条の規定により算定された額と前二項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は、第14条の規定を準用します。

(離婚事件)

第19条 離婚事件の着手金及び報酬金は、それぞれ次表のとおりとします。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件、離婚仲裁センター事件又は離婚交渉事件	それぞれ 24万円以上40万円以下
離婚訴訟事件	それぞれ 32万円以上48万円以下

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件又は離婚仲裁センター事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とします。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とします。
- 4 前三項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第14条又は第15条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができることとします。

(境界に関する事件)

第20条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、それぞれ次のとおりとします。

着手金及び報酬金	それぞれ32万円以上48万円以下
----------	------------------

- 2 前項の着手金及び報酬金は、第14条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定によります。
- 3 境界に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができることとします。
- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手

金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とします。

- 5 境界に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とします。

(借地非訟事件)

第21条 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとします。

借地権の額	着手金
5,000万円以下の場合	24万円以上40万円以下
5,000万を超える場合	前段の額に5,000万円を超える部分の0.4%を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとします。

(1) 申立人については、申立てが認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第14条の規定により算定された額

(2) 相手方については、その申立てが却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第14条の規定により算定された額

- 3 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができます。

- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。

- 5 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。

(保全命令申立事件等)

第22条 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とします。

- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第14条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができます。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができることとします。

- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第14条の規定に準じて報酬金を受けることができることとします。

- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準

用します。

- 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができることとします。
- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、8万円を最低額とします。

(民事執行事件等)

- 第23条 民事執行事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とします。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第14条の規定により算定された額の4分の1とします。
 - 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができることとします。ただし、着手金は第14条の規定により算定された額の3分の1とします。
 - 4 執行停止事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とします。
 - 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第14条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができることとします。
 - 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、4万円を最低額とします。

(倒産整理事件)

第24条 事業者の破産、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれの額とします。ただし、右各事件に関する保全事件の弁護士報酬は右着手金に含まれます。

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 事業者の自己破産事件 | 40万円以上 |
| (2) 自己破産以外の破産事件 | 40万円以上 |
| (3) 会社整理事件 | 80万円以上 |
| (4) 特別清算事件 | 80万円以上 |
| (5) 会社更生事件 | 160万円以上 |

- 2 前項の各事件の報酬金は、第14条の規定を準用します。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定します。
- 3 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件(免責異議申立事件を含む。)のみを受任した場合の着手金については、第1項第2号の規定により算定された額の2分の1とします。この場合の報酬金については、前項の規定を準用します。

(非事業者の自己破産事件)

第24条の2 非事業者の自己破産の着手金は、次の額とします。

- 1 着手金 20万円以内。ただし、夫と妻、親と子等関係ある複数人からの受任で、同一裁判所での同時進行手続の場合、1人当たりの金額は、各5万円を減額した金額以内とします。会社と代表者個人の双方から受任する場合の代表者個人についても同様とします。

- 2 報酬金 免責決定が得られた場合にのみ、前号の着手金基準を上限として受領できるものとし、過払金の返還を受けたときは、第26条の2第2項ウの過払金報酬金を別途請求できるものとします。
- 3 任意整理から自己破産へ移行したときは、自己破産の着手金のみを受領できるものとし、任意整理の着手金との過不足を清算します。ただし、任意整理事件について、全部又は一部の債権者との間で、和解が成立している場合には、和解が成立した当該債権者を相手方とする事件についてのみ、自己破産の着手金とは別に、任意整理の着手金及び報酬金を受領することができますこととします。
- 4 個人再生申立てを受任した後、個人再生申立ての前に自己破産に移行したときは、自己破産の着手金のみを受領できるものとし、個人再生の着手金との過不足を清算します。

(民事再生事件)

- 第25条 事業者の民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、80万円以上とします。ただし、民事再生事件に関する保全事件の弁護士報酬は、右着手金に含まれます。
- 2 依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、執務量及び既に受けている着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める弁護士報酬を受けることができます。
 - 3 民事再生事件の報酬金は、第14条の規定を準用します。この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の具体的な算定にあたっては既に受領している前項の月額で定める弁護士報酬の額を考慮します。

(非事業者の民事再生事件)

第25条の2 非事業者の民事再生事件（小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を含む。）の着手金及び報酬金は、次のとおりとします。

- 1 着手金 30万円以内
- 2 報酬金 認可決定を得られた場合に限り、ア又はイに規定する金額を受領できるものとし、過払金の返還を受けたときは、第26条の2第2項ウの過払金報酬金を別途請求できるものとします。
 - ア 30万円以内
 - イ 事案簡明な場合 20万円以内
- 3 分割弁済金代理送付手数料 金融機関の送金手数料を含め、1件1回1,000円を上限とします。
- 4 任意整理から個人再生へ移行したときは、個人再生の着手金のみを受領できるものとし、任意整理の着手金との過不足を清算します。ただし、任意整理事件について、全部又は一部の債権者との間で、和解が成立している場合には、和解が成立した当該債権者を相手方とする事件についてのみ、個人再生の着手金とは別に、任意整理の着手金及び報酬金を受領することができます。

きることにします。

- 5 自己破産申立てを受任した後、自己破産申立ての前に個人再生に移行したときは、個人再生の着手金のみを受領できるものとし、自己破産の着手金との過不足を清算します。

(任意整理事件)

第26条 前三条に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」という。）のうち、事業者に関する事件の着手金は、資本金、試算及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて、40万円以上とします。

- 2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当源資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定します。

(1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

500万円以下の部分	12%
500万円を超え1,000万円以下の部分	8%
1,000万円を超え5,000万円以下の部分	6.4%
5,000万円を超え1億円以下の部分	4.8%
1億円を超える部分	4%

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

5,000万円以下の部分	2.4%
5,000万円を超え1億円以下の部分	1.6%
1億円を超える部分	0.8%

- 3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第2項の規定を準用します。
- 4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前二項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができます。

(非事業者の任意整理事件)

第26条の2 非事業者の任意整理事件の着手金及び報酬金は以下のとおりとします。

- 1 着手金 次のア又はイに規定する金額を上限とします。ただし、同一業者でも別支店の場合は別債権者とします。

ア 債権者が1社又は2社の場合 5万円

イ 債権者が3社以上の場合 2万円×債権者数

- 2 報酬金 1 債権者について、次のアからウまでに規定する金額を合計した金額を上限とし、個々の債権者と和解が成立し、又は過払金の返還を受けた都度、当該債権者を相手方とする事件の報酬金を請求することができることにします。

ア 基本報酬金 和解が成立し、又は過払金の返還を受けたときは、2万円

イ 減額報酬金 残元金（ただし、利息制限法所定の制限を超える約定利率による金銭消費貸

借取引については、引き直し計算後の残元金をいう。)の全部又は一部の請求を免れたときは、その請求を免れた金額の10%相当額

ウ 過払金報酬金 過払金の返還を受けたとき(訴訟又は強制執行によるときを含む。)は、返還を受けた過払金の20%相当額

3 分割弁済金代理送付手数料 金融機関の送金手数料を含め、1件1回1,000円を上限とします。

4 任意整理が終了した後、再度支払条件等の変更につき各債権者と交渉せざるを得なくなったときは、当初の委任契約と別契約とします。

5 前各号にかかわらず、商工ローン業者からの借入れ(ただし、事業者に事業用の資金を貸し付けることを主たる業務とする貸金業者からの事業用資金の借入れであって、当該借入れについて物的担保(手形又は小切手の交付を含む。)又は人的担保が供されているものをいう。)が含まれる場合は、商工ローン業者1社について5万円として、第1号イ及び第2号アに規定する金額を算定します。

この場合において、第1号アに規定する金額は、10万円とします。

6 自己破産申立てを受任した後、自己破産申立ての前に任意整理に移行したときは、任意整理の着手金のみを受領できるものとし、自己破産の着手金との過不足を清算します。

7 個人再生申立てを受任した後、個人再生申立ての前に任意整理に移行したときは、任意整理の着手金のみを受領できるものとし、個人再生の着手金との過不足を清算します。

(倒産処理事件にともなう訴訟)

第27条 倒産処理事件(任意整理事件を含む)に関して、債務者その他の者に対し、訴訟、民事保全、民事執行事件の申立をする必要がある場合、当該申立に関しては、別途通常の報酬基準に基づく報酬を請求することができることとします。

(日当)

第28条 倒産整理事件(任意整理事件を含む)の日当については次の各号のとおりとします。

(1) 債権者からの提訴に応ずるため裁判所への出頭が必要な場合 1回8,000円以下。ただし、2回以上の弁論期日を要し、答弁書以外の準備書面等作成を要する場合には、通常の訴訟報酬基準に準ずる着手金・報酬金を請求することができ、この場合には日当は請求しないものとします。

(2) 債権者との直接の交渉その他の折衝を要する場合 1回1万6000円以下。ただし、遠隔地の場合は通常の日当の報酬基準によることができることとします。

(行政上の不服申立事件)

第29条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用します。

- 2 前項の着手金は、8万円を最低額とします。

第2節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第30条 刑事事件の着手金は、次表のとおりとします。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ。）の事案簡明な事件	24万円以上 40万円以下
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	40万円以上
再審請求事件	40万円以上

- 2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）、上告審については事実関係に争いがない情状事件をいいます。

(刑事事件の報酬金)

第31条 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとします。

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	24万円以上 40万円以下
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	24万円以上 40万円以下
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
前段以外の刑事	起訴前	不起訴	40万円以上
		求略式命令	40万円以上
	起訴後（再審事件を含む。）	無罪	48万円以上
		刑の執行猶予	40万円以上
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
		検察官上訴が棄却された場合	40万円以上
再審請求			40万円以上

- 2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された

委任事務処理量で結論を得た事件をいいます。

(刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等)

第32条 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く。）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第30条に定める着手金を受けることができることとします。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とします。

2 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

(検察官の上訴取下げ等)

第33条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第31条の規定を準用します。

(保釈等)

第34条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、それぞれ8万円以上24万円以下の範囲の額を受けることができることとします。

(告訴、告発等)

第35条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、一件につき8万円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができることとします。

第3節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

第36条 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。）の着手金は、次表のとおりとします。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	24万円以上40万円以下
抗告、再抗告及び保護処分取消	24万円以上40万円以下

2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとします。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	24万円以上

その他	24万円以上 40万円以下
-----	------------------

- 3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前二項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができるものとします。

(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等)

第37条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第5条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても一件の事件とみなします。

- 2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができます。
- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。
- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定によることとします。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができることとします。

第4章 手数料

(手数料)

第38条 手数料は、契約に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定します。なお、経済的利益の額の算定については、第11条及び第12条の規定を準用します。

(1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全(本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。)	基本	16万円に第14条第1項の着手金の規定により算定された額の8%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解(本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その	示談交渉を要しない場合	300万円以下の部分 8万円 300万円を超え3,000万円以下の部分 0.8% 3,000万円を超え3億円以下の部分 0.4% 3億円を超える部分 0.24%

手数料を別に請求することはできない。)	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第15条又は第19条ないし第21条の各規定により算定された額
公示催告	即決和解の示談交渉を要しない場合と同額	
倒産整理事件の債権届出	基本	4万円以上8万円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
簡易な家事審判(家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。)	8万円以上16万円以下	

(2) 裁判外の手数料

項目	分類		手数料
法律関係調査(事実関係調査を含む。)	基本		4万円以上16万円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1,000万円未満のもの	8万円
		経済的利益の額が1,000万円以上1億円未満のもの	16万円
		経済的利益の額が1億円以上のもの	24万円以上
	非定型	基本	300万円以下の部分 8万円 300万円を超え3,000万円以下の部分 0.8% 3,000万円を超え3億円以下の部分 0.24% 3億円を超える部分 0.08%
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		右の手数料に2万4,000円を加算する。
内容証明郵便作成	基本		2万4,000円以上4万円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額

項目	分類		手数料
遺言書作成	定型		8万円以上16万円以下
	非定型	基本	300万円以下の部分 16万円 300万円を超え3,000万円以下の部分 0.8% 3,000万円を超え3億円以下の部分 0.24% 3億円を超える部分 0.08%
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		右の手数料に2万4,000円を加算する。
遺言執行	基本		300万円以下の部分 24万円 300万円を超え3,000万円以下の部分 1.6% 3,000万円を超え3億円以下の部分 0.8% 3億円を超える部分 0.4%
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と受遺者との協議により定める額
	遺言執行に裁判手続を要する場合		遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。

項目	分類	手数料
会社設立等	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算	資本金若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。ただし、合併又は分割については320万円を、通常清算については80万円を、その他の手続については8万円を、それぞれ最低額とする。 1,000万円以下の部分 3.2% 1,000万円を超え2,000万円以下の部分 2.4% 2,000万円を超え1億円以下の部分 1.6% 1億円を超え2億円以下の部分 0.8% 2億円を超え20億円以下の部分 0.4% 20億円を超える部分 0.24%
会社設立等以外の登記等	申請手続	一件4万円。ただし、事案によっては、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、一通につき800円とする。
株主総会等指導	基本	24万円以上
	総会等準備も指導する場合	40万円以上
現物出資等証明（商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の2第3項等に基づく証明）		一件24万円。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

項目	手数料
簡易な自賠責請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)	次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。 給付金額が150万円以下の場合 2万4,000円 給付金額が150万円を超える場合 給付金額の1.6%

第5章 時間制

(時間制)

- 第39条 時間制とは、受任する事件等に関し、一定時間あたりの単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬とすることをいいます。
- 2 前項の一定時間あたりの単価は、受任事務処理の種類のほか、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮して、契約において定めることとします。
- 3 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、依頼者との協議により、依頼者との契約で定める相当額を、あらかじめ預かるものとします。

第6章 顧問料

(顧問料)

第40条 顧問料は、次表のとおりとします。

事業者	月額4万円以上で協議により定める額
非事業者	年額4万8,000円（月額4,000円）以上で協議により定める額

- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とします。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定することとします。

第7章 (日当)

(日当)

第41条 日当は、次表のとおりとします。

半日（往復2時間を超え4時間まで）	2万4,000円以上4万円以下
1日（往復4時間を超える場合）	4万円以上8万円以下

- 2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の日当を概算によりあらかじめ依頼者から預かることが

できることとします。

第8章 実費等

(実費等の負担)

第42条 依頼者は、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費を負担します。

2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができることとします。

3 事件の内容及び管轄裁判所の場所などにより、通常範囲の通信費、近距離の交通費などについては、依頼者と協議の上、一定額の実費を受領し、実際額との過不足を精算しないことができることとします。

(交通機関の利用)

第43条 弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができることとします。

第9章 委任契約の清算

(中途終了による清算など)

第44条 事件等の処理が、依頼者による弁護士の解任、弁護士の辞任又は事件処理の継続が不可能になったことにより、途中で終了したときは、弁護士は、事件処理の程度に応じて、受領済の弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求します。

2 前項の場合において、事件等の処理の終了につき、弁護士の上に重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還します。ただし、弁護士が既に事件の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、その全部又は一部を返還しないことができることとします。

3 第1項の場合において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく事件等の処理を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により事件等の処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は弁護士報酬の全部を請求することができます。ただし、弁護士が事件等の処理の重要な部分を終了していないときは、その全部については請求しないこととします。

4 第1項の返還又は請求又は第2項の請求については、弁護士はあらかじめ依頼者と協議しなければなりません。

(事件処理の中止等)

第45条 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、

弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができます。

2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知します。

（弁護士報酬の相殺等）

第46条 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができることとします。

2 前項の場合には、弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知します。

報酬速算表

1. 民事事件の着手金・報酬(消費税を除く)
 (1) 訴訟事件(手形・小切手訴訟事件を除く)、非訟事件、家事審判事件、行政審判事件及び仲裁事件

経済的利益の額が300万円以下のとき

経済的利益 の価額	着手金(経済的利益の額×6.4%)		報酬(経済的利益の額×12.8%)	
	標準額	増減許容額	標準額	増減許容額
100,000	80,000		12,800	9,728 ~ 15,872
200,000	80,000		25,600	19,456 ~ 31,744
300,000	80,000		38,400	29,184 ~ 47,616
400,000	80,000		51,200	38,912 ~ 63,488
500,000	80,000		64,000	48,640 ~ 79,360
600,000	80,000		76,800	58,368 ~ 95,232
700,000	80,000		89,600	68,096 ~ 111,104
800,000	80,000		102,400	77,824 ~ 126,976
900,000	80,000		115,200	87,552 ~ 142,848
1,000,000	80,000		128,000	97,280 ~ 158,720
1,100,000	80,000		140,800	107,008 ~ 174,592
1,200,000	80,000		153,600	116,736 ~ 190,464
1,300,000	83,200	80,000 ~ 103,168	166,400	126,464 ~ 206,336
1,400,000	89,600	80,000 ~ 111,104	179,200	136,192 ~ 222,208
1,500,000	96,000	80,000 ~ 119,040	192,000	145,920 ~ 238,080
1,600,000	102,400	80,000 ~ 126,976	204,800	155,648 ~ 253,952
1,700,000	108,800	82,688 ~ 134,912	217,600	165,376 ~ 269,824
1,800,000	115,200	87,552 ~ 142,848	230,400	175,104 ~ 285,696
1,900,000	121,600	92,416 ~ 150,784	243,200	184,832 ~ 301,568
2,000,000	128,000	97,280 ~ 158,720	256,000	194,560 ~ 317,440
2,100,000	134,400	102,144 ~ 166,656	268,800	204,288 ~ 333,312
2,200,000	140,800	107,008 ~ 174,592	281,600	214,016 ~ 349,184
2,300,000	147,200	111,872 ~ 182,528	294,400	223,744 ~ 365,056
2,400,000	153,600	116,736 ~ 190,464	307,200	233,472 ~ 380,928
2,500,000	160,000	121,600 ~ 198,400	320,000	243,200 ~ 396,800
2,600,000	166,400	126,464 ~ 206,336	332,800	252,928 ~ 412,672
2,700,000	172,800	131,328 ~ 214,272	345,600	262,656 ~ 428,544
2,800,000	179,200	136,192 ~ 222,208	358,400	272,384 ~ 444,416
2,900,000	185,600	141,056 ~ 230,144	371,200	282,112 ~ 460,288
3,000,000	192,000	145,920 ~ 238,080	384,000	291,840 ~ 476,160

- ・着手金標準額の計算方法
 6.4%＝報酬規定の基準8%の80%
 ・着手金最低金額：報酬規定10万円×80%＝8万円
 ・経済的利益の価額が125万円以下については、
 最低基準額：報酬規定10万円×80%＝8万円
 ・増減許容額については、標準額の24%の範囲で増減可能
 (24%＝報酬規定30%×80%)

- ・報酬標準額の計算方法
 12.8%＝報酬規定の基準16%の80%
 ・増減許容額については、標準額の24%の範囲で増減可能
 (24%＝報酬規定30%×80%)

経済的利益の額が300万円から3000万円のとき

経済的利益 の価額	着手金(経済的利益の額×4%)		報酬(経済的利益の額×8%)	
	標準額	増減許容額	標準額	増減許容額
3,100,000	196,000	148,960 ~ 243,040	392,000	297,920 ~ 486,080
3,500,000	212,000	161,120 ~ 262,880	424,000	322,240 ~ 525,760
4,000,000	232,000	178,320 ~ 287,680	464,000	352,640 ~ 575,360
4,500,000	252,000	191,520 ~ 312,480	504,000	383,040 ~ 624,960
4,600,000	258,000	194,560 ~ 317,440	512,000	389,120 ~ 634,880
4,700,000	260,000	197,600 ~ 322,400	520,000	395,200 ~ 644,800
4,800,000	264,000	200,640 ~ 327,360	528,000	401,280 ~ 654,720
4,900,000	268,000	203,680 ~ 332,320	536,000	407,360 ~ 664,640
5,000,000	272,000	206,720 ~ 337,280	544,000	413,440 ~ 674,560
5,500,000	292,000	221,920 ~ 362,080	584,000	443,840 ~ 724,160
6,000,000	312,000	237,120 ~ 386,880	624,000	474,240 ~ 773,760
6,500,000	332,000	252,320 ~ 411,680	664,000	504,640 ~ 823,360
7,000,000	352,000	267,520 ~ 436,480	704,000	535,040 ~ 872,960
7,500,000	372,000	282,720 ~ 461,280	744,000	565,440 ~ 922,560
8,000,000	392,000	297,920 ~ 486,080	784,000	595,840 ~ 972,160
8,500,000	412,000	313,120 ~ 510,880	824,000	626,240 ~ 1,021,760
9,000,000	432,000	328,320 ~ 535,680	864,000	656,640 ~ 1,071,360
9,500,000	452,000	343,520 ~ 560,480	904,000	687,040 ~ 1,120,960
10,000,000	472,000	358,720 ~ 585,280	944,000	717,440 ~ 1,170,560
10,500,000	492,000	373,920 ~ 610,080	984,000	747,840 ~ 1,220,160
11,000,000	512,000	389,120 ~ 634,880	1,024,000	778,240 ~ 1,269,760
11,500,000	532,000	404,320 ~ 659,680	1,064,000	808,640 ~ 1,319,360
12,000,000	552,000	419,520 ~ 684,480	1,104,000	839,040 ~ 1,368,960
12,500,000	572,000	434,720 ~ 709,280	1,144,000	869,440 ~ 1,418,560
13,000,000	592,000	449,920 ~ 734,080	1,184,000	899,840 ~ 1,468,160
13,500,000	612,000	465,120 ~ 758,880	1,224,000	930,240 ~ 1,517,760
14,000,000	632,000	480,320 ~ 783,680	1,264,000	960,640 ~ 1,567,360
14,500,000	652,000	495,520 ~ 808,480	1,304,000	991,040 ~ 1,616,960
15,000,000	672,000	510,720 ~ 833,280	1,344,000	1,021,440 ~ 1,666,560
15,500,000	692,000	525,920 ~ 858,080	1,384,000	1,051,840 ~ 1,716,160
16,000,000	712,000	541,120 ~ 882,880	1,424,000	1,082,240 ~ 1,765,760
16,500,000	732,000	556,320 ~ 907,680	1,464,000	1,112,640 ~ 1,815,360
17,000,000	752,000	571,520 ~ 932,480	1,504,000	1,143,040 ~ 1,864,960
17,500,000	772,000	586,720 ~ 957,280	1,544,000	1,173,440 ~ 1,914,560
18,000,000	792,000	601,920 ~ 982,080	1,584,000	1,203,840 ~ 1,964,160
18,500,000	812,000	617,120 ~ 1,006,880	1,624,000	1,234,240 ~ 2,013,760
19,000,000	832,000	632,320 ~ 1,031,680	1,664,000	1,264,640 ~ 2,063,360
19,500,000	852,000	647,520 ~ 1,056,480	1,704,000	1,295,040 ~ 2,112,960
20,000,000	872,000	662,720 ~ 1,081,280	1,744,000	1,325,440 ~ 2,162,560
20,500,000	892,000	677,920 ~ 1,106,080	1,784,000	1,355,840 ~ 2,212,160
21,000,000	912,000	693,120 ~ 1,130,880	1,824,000	1,386,240 ~ 2,261,760
21,500,000	932,000	708,320 ~ 1,155,680	1,864,000	1,416,640 ~ 2,311,360
22,000,000	952,000	723,520 ~ 1,180,480	1,904,000	1,447,040 ~ 2,360,960
22,500,000	972,000	738,720 ~ 1,205,280	1,944,000	1,477,440 ~ 2,410,560
23,000,000	992,000	753,920 ~ 1,230,080	1,984,000	1,507,840 ~ 2,460,160
23,500,000	1,012,000	769,120 ~ 1,254,880	2,024,000	1,538,240 ~ 2,509,760
24,000,000	1,032,000	784,320 ~ 1,279,680	2,064,000	1,568,640 ~ 2,559,360
24,500,000	1,052,000	799,520 ~ 1,304,480	2,104,000	1,599,040 ~ 2,608,960
25,000,000	1,072,000	814,720 ~ 1,329,280	2,144,000	1,629,440 ~ 2,658,560
25,500,000	1,092,000	829,920 ~ 1,354,080	2,184,000	1,659,840 ~ 2,708,160
26,000,000	1,112,000	845,120 ~ 1,378,880	2,224,000	1,690,240 ~ 2,757,760
26,500,000	1,132,000	860,320 ~ 1,403,680	2,264,000	1,720,640 ~ 2,807,360
27,000,000	1,152,000	875,520 ~ 1,428,480	2,304,000	1,751,040 ~ 2,856,960
27,500,000	1,172,000	890,720 ~ 1,453,280	2,344,000	1,781,440 ~ 2,906,560
28,000,000	1,192,000	905,920 ~ 1,478,080	2,384,000	1,811,840 ~ 2,956,160
28,500,000	1,212,000	921,120 ~ 1,502,880	2,424,000	1,842,240 ~ 3,005,760
29,000,000	1,232,000	936,320 ~ 1,527,680	2,464,000	1,872,640 ~ 3,055,360
29,500,000	1,252,000	951,520 ~ 1,552,480	2,504,000	1,903,040 ~ 3,104,960
30,000,000	1,272,000	966,720 ~ 1,577,280	2,544,000	1,933,440 ~ 3,154,560

- ・着手金の計算方法
 4%＝報酬規定の基準5%×80%
 ・増減許容額については、標準額の24%の範囲で増減可能
 (24%＝報酬規定30%×80%)

- ・報酬標準額の計算方法
 8%＝報酬規定の基準10%の80%
 ・増減許容額については、標準額の24%の範囲で増減可能
 (24%＝報酬規定30%×80%)